

氏名：

令和7年度
～ 寮生活のしおり ～

喜界町役場企画観光課

目次

表 紙

目 次

寮生活を始めるみなさんへ 1

サンゴ留学への想い 2

- ① サンゴ留学にきた理由
- ② 頑張りたいこと（寮生活 / サンゴ研究活動）
- ③ サンゴ留学を通して、3年後の自分
- ④ 今の気持ち
- ⑤ 島に来てやりたいこと

寮の日課：夏（3～9月）ver. 3

寮の日課：冬（10～2月）ver. 4

寮のルール 5

- 食事
- 欠食連絡
- 昼食について
- 体調不良時の食事について
- キッチンの使用
- 冷蔵庫の使用
- 入浴

寮のルール 6

- 洗濯・乾燥
- 布団干し
- 貴重品、私物の取り扱い
- 物品の取り扱い
- 生物の取り扱い
- 自転車の取り扱い
- 共有スペース
- テレビ
- ゲーム機の使用
- 個人のSNS発信

寮のルール 7

- Slackの活用
- アルバイト
- 学校からの連絡・提出物
- 登下校・外出
- 門限・点呼

- 学習時間
- 消灯・延灯

寮のルール 8

- 寮生以外の寮への立ち入り
- 緊急連絡先
- サンゴ研究活動

体調不良・集団感染について 9

- 欠席、遅刻、早退
- 病院受診
- 常備薬・常用薬
- 集団感染
- 一時帰省を伴う緊急対応

災害時について

- 避難場所
- 台風

外出・外泊 10

- 外出
- 外泊
- 両方に関すること

島外での活動

- 部活動や試験などでの活動
- 長期休み以外の休日の島外での活動(外出・外泊など)

寮について 11

- 寮の住所
- 備品及び消耗品
- 寮備え付け品

入寮時に持ち込むもの 12

- 入寮時に必要な物
- あると便利な物
- 持ち込みが禁止されている物

卒寮と退寮に関すること 13

- サンゴ留学終了時の卒寮
- 自主退寮
- 一時退寮・強制退寮の手順

一時退寮・強制退寮 14

- 一時退寮
- 強制退寮

寮生活を始めるみなさんへ

サンゴ留学生の寮は、単に生活をする場としての寮ではなく、成長する場としての寮を目指しています。

寮生活は、一人での生活ではなく、共同生活になります。共同生活が楽しく、魅力的である一方で、寮生とのコミュニケーションで悩んだり、寮内で起こった問題に対して悩むことがあったりするかもしれません。ただ、そんな時こそ自分たちの力で解決し、寮生活を通して自立した生活や生きるための力を身につけていってほしいと私たちは願っています。高校3年間のサンゴ留学で起こること全てが皆さんの成長に繋がるはずです。そんな、沢山の経験・体験を積み重ねて、3年後には自信を持って卒業していいほしいです。そして皆さんが卒業する時、「また喜界島に帰ってきたい。喜界島に遊びに行きたい。」「また喜界島のあの人に会いたいな。」そんな想いが皆さんの中に生まれ、お世話になった方々やサンゴ留学生との別れを惜しみ、また会おうと約束を誓い合うような、そんな素敵な未来を実現したいと思っています。

サンゴ留学は令和5年度4月に第1期生が入学したばかりのまだまだ始まったばかりの留学制度です。そして皆さんはサンゴ留学第3期生です。皆さんが、これから始まる高校生活に緊張していたりワクワクしていたりするように、私たちもドキドキしたり、ワクワクしたりと同じ気持ちです。私たちサンゴ留学の関係職員の至らない点もあるかと思っています。

ですが、私たちの「皆さんをサポートしたい！」という気持ちは変わりません。

これからの生活は新しい環境で初めての事ばかりだと思います。

もし、不安なこと・嬉しかったことや、何か緊急事態があった時など、いつでも私たちに話してください。また、私たちだけではなく、きっと皆さんの周りには支えてくれる人たちが沢山いるはずです。悩んだときは1人で抱え込まず、嬉しいときはみんなで共有し、1度しかない高校生活をサンゴ留学生の皆さんと島民の皆さんと共に全力で楽しみましょう。

サンゴ留学コーディネーター

サンゴ留学への思い

寮生活は楽しいこともたくさんある反面、時には人間関係や離島生活での壁に当たり悩むこともあります。そんな時あなたの今の思いをここに残し、見返してみましょう。

① サンゴ留学にきた理由

② 頑張りたいこと

・寮生活：

・サンゴ研究活動：

③ サンゴ留学を通して、3年後の自分はどうなっていたいのか

④ 今の気持ち

⑤ 島に来てやりたいこと (例：ダイビング、釣り、自転車で島一周、海洋ごみ拾いなど)

寮の日課

【夏（3～9月） ver. 】

平日		休日	
06:30~08:00	朝食	07:30~09:00	朝食
07:00	点呼	08:00	点呼
18:30~20:15 夕食（食器片付け含む）			
20:00 門限（施錠）			
20:15 点呼・連絡共有			
20:15~20:30 掃除時間		（点呼終わり次第、 チェックリストに基づいた掃除）	
20:30~21:50	自活時間	20:30~23:00 自活時間	
21:50~22:50	学習時間		
05:30~22:50 入浴			
23:00 消灯（通話禁止）			

※延灯をする際は23時までに寮監に延灯を申し出ること

【冬（10～2月）ver.】

平日		休日	
06:30~08:00	朝食	07:30~09:00	朝食
07:00	点呼	08:00	点呼
18:00~19:45 夕食（食器片付け含む）			
19:30 門限（施錠）			
19:45 点呼・連絡共有			
19:45~20:00	掃除時間	（点呼終わり次第、 チェックリストに基づいた掃除）	
20:00~21:50	自活時間	20:00~23:00 自活時間	
21:50~22:50	学習時間		
05:30~22:50 入浴			
23:00 消灯（通話禁止）			

※延灯をする際は23時までに寮監に延灯を申し出ること

寮のルール

○食事

- ・ 食事の時間は必ず守り、食堂で食べる。各部屋への食事の持ち帰りは禁止とする。
- ・ 食事が終わったら各自使った食器の汚れを水で流し、食器置き場に片づけること。
- ・ 食事時間以外は、マイコップを使って飲み物や汁物を飲むこと。

○欠食連絡

- ・ 何らかの理由で欠食をする場合は、欠食願いのルールに従い欠食を行うこと（朝食含む）。
- ・ 万が一、当日予定していた食事を急遽食べることが出来なくなった場合は、自分の食事は責任をもって消費すること（体調不良の場合を除く）。

○昼食について

- ・ 昼食が出るのは、「登校日」「サンゴ研究活動がある日（出席している人）」のみ。
- ・ 休日、祝日で模試や課外が午後までである場合は出る。
- ・ 休日や体調不良で各自お昼の準備が難しい場合は自費で他寮生やコーディネーターにお願いをすること。

○体調不良時の食事について

- ・ 体調不良で食欲がなく通常メニューが食べられない場合、体調不良時用のメニューから選ぶことができる。（メニュー例：素うどん、卵雑炊、野菜春雨スープ等）

○キッチンの使用

- ・ 個人で料理をする場合のみ、旧寮へのキッチンへの出入りを許可する。
- ・ キッチンを利用する際は、利用名簿を記入した後Slack「全体共有」に必ず使用時間の連絡を入れること。
- ・ ガスコンロや包丁を使用する際には、十分気を付けること。
- ・ キッチン利用後は、食器や器具等をきれいに洗い元栓を閉め利用後の名簿に記入をすること。
- ・ 調理後、ごみは寮に持ち帰り捨てること。
- ・ キッチン使用後、寮監に報告しチェックを受けること。
- ・ 個人持ち込みの包丁は、魚を捌く等で使用する場合のみ持ち込み可とする（寮監室で保管）。

○冷蔵庫の使用

- ・ 冷蔵庫（寮生用）は共有で使用する為、マジックペンで全て名前を書くこと。
- ・ 名前の記入が無いものや賞味期限が切れている物、不衛生な物は処分する。
- ・ 食品以外のものは入れないこと（釣り餌含む）。

○入浴

- ・ 入浴時間は必ず守り、他の寮生の時間を考え、入浴時間は1人あたり20分程度とすること。
- ・ ナイターやイベント終了後に帰寮をした際にも、入浴時間の22:50までに入浴を済ませること。
- ・ ドライヤーを使用する際は、消灯までに済ませること。
- ・ 浴室を出る際は水で全体を流し、排水口に溜まった髪の毛等のゴミは、各自浴室を出る際に必ず処理をすること。

○洗濯・乾燥

- ・洗濯機と乾燥機は、各自空いている時間を見つけ使用すること。
- ・洗濯機と乾燥機を使用する時は、ホワイトボードに記名すること。
- ・洗濯機や乾燥機に長時間衣服を放置しないこと。
- ・洗濯、乾燥が終了している際は、中の衣類をカゴに取り出して使用すること。
- ・室内干しは各部屋で行うこと。

○布団干し

- ・最低2か月に1回は外干しを行い、清潔な状態を保つこと。

○貴重品、私物の取り扱い

- ・貴重品は原則各自の金庫で保管すること。
- ・貴重品や私物は各自で管理し、紛失・盗難等について寮は責任を負わない。

○物品の取り扱い

- ・建物、及びその他の物品類は丁寧に扱うこと。
もし、破損・紛失した場合は直ちに、その日寮にいる大人へ申し出ること。
- ・部屋の損傷やカビが酷い場合は修繕費用を弁償させることがある。

○生物の取り扱い

寮生活において、ペットや生物の飼育は禁止する。

○自転車の取り扱い

- 貸し出しをしている自転車を何かしらの理由で破損させてしまった場合には、以下の通りとする。
- ・自転車本体：役場で修理代を負担とする。
 - ・自転車部品部分(タイヤ、ライト等)、鍵の紛失：自己負担とする。
 - ・自転車の貸し借りは寮生内のみとし、何かあった際は当人同士の責任とする。

○共有スペース

- ・共有スペースの利用は22:50までとする。
- ・22:50以降は各部屋に移動し速やかに就寝準備をすること。
- ・延灯を申し出た場合も22:50以降の共有スペースの使用は禁止する。
- ・最終退室者は責任を持って、利用場所の電気やエアコンの管理を行うこと。

○テレビ

- ・テレビの視聴は消灯時間までとし、点呼、掃除、学習時間中は視聴しないこと。

○ゲーム機の使用

- ・ゲーム機の使用は許可する。但し、ゲーム機の使用で寮生活に問題が起きた場合は、コーディネーターからの指導の対象となる。

○個人のSNS発信

- ・生徒による寮生活に関する発信は原則として制限しないが、他人の顔写真の無断転載、公序良俗にふさわしくないもの等、情報の取り扱いには十分注意すること。

○アプリ「Slack」の活用

- ・寮で生活していく上で必要な連絡のやり取りは、SlackとLINEにて行う。
- ・下記、Slack チャンネルについて
 - ・「お弁当」：昼食のお弁当注文時に利用
 - ・「サンゴ」：やむを得ずサンゴ研究活動に遅刻・欠席をする際に利用
 - ・「帰 省」：帰省を行う際に利用（行き帰り利用する交通機関の時間を入力）
 - ・「全体共有」：キッチンを利用する際や全体に共有を行いたい場合に利用
 - ・「イベント情報」：島で開催されるイベントの情報発信時に利用
 - ・「ゆるゆる」：ゆるく募集や情報発信の際に利用

○アルバイト

- ・高校からの許可を得た後、アルバイトをすることを可とする。但し、高校生活や寮生活、喜界島サンゴ礁科学研究所での研究等が疎かにならないと認められた場合のみ、許可する。
- ・帰省先でのアルバイトは禁止する。
- ・アルバイトでの門限以降の外出は許可しない。

○学校からの連絡・提出物

- ・学校生活に関わる情報や配布物に関しては、原則として生徒自身が責任をもって保護者に連絡を行うこと。
- ・保護者署名を必要とする学校提出書類に関しては、保護者の許可を得てコーディネーターが代理署名を行う場合がある。

○登下校・外出

- ・各自、寮室の鍵を閉め、寮を出る際に鍵ボードに鍵を掛けること。
- ・雨天時は各自で登下校すること。

○門限・点呼

- ・門限時間には玄関が施錠され、点呼は多目的室で行う。

○学習時間

- ・学習時間中の軽食は認めない。但し、飲み物は許可する。
- ・学習時間中は、共有スペース・寮室のいずれかで学習を行うこと。
- ・テスト1週間前及びテスト期間中の外出・外泊は認めない。
- ・スマートフォンやPC等の使用は、勉強に関するもののみ許可する。
- ・但し、如何なる理由でも通話を行うことは禁止する。

○消灯・延灯

- ・消灯時間には、寮室の電気を消し就寝態勢につくこと。
- ・学習時間内で学習が不足したと判断した寮生は、延灯を寮監に申し出ることができる。
- ・消灯時間後の通話を禁止とする（延灯者も含む）。
- ・消灯時間後、寮のW i - F i は電源が切れるため使用ができなくなる（翌朝6：30にON）。

○寮生以外の寮への立ち入り

- ・ 特別な場合を除き、許可なく寮生以外の生徒・大人を寮に立ち入らせないこと（保護者含む）。寮への立ち入りがOKとされている者は基本的に、サンゴ留学関係者（喜界島サンゴ礁科学研究所の方）のみ。
- ・ 保護者が寮に立ち入る際には事前にコーディネーターへ連絡を行い、外部者名簿に記入の上、立ち入ること。
- ・ 特別な場合（イベント等）に限り、共有スペースを寮生以外の者と使用する場合は、必ずコーディネーターに連絡し許可を取ること。
- ・ 男女問わず点検・点呼などの為、寮監やコーディネーターは予告なく寮室に入ることがある。

○緊急連絡先

- ・ 夜間早朝での緊急時は寮監へ連絡をすること。
- ・ コーディネーターのシフト表を確認の上その時間帯に出勤をしているコーディネーターへ連絡をすること。

○サンゴ研究活動

- ・ 原則、毎週水曜日の放課後と土曜日はサンゴ研究活動を優先すること。
- ・ やむを得ず遅刻をする場合は、Slack「サンゴ」に連絡を入れること。
- ・ やむを得ず欠席をする場合は、サンゴ研究活動担当コーディネーター了承の上Slack「サンゴ」に連絡を入れること。
- ・ 優先順位（部活や町の大会等）に迷った際には、自己判断せずに都度コーディネーターに相談をすること。
- ・ サンゴ礁科学研究所には各自、自転車またはバスで行くこと。

※但し、100円乗車が運行されるまでは研究活動担当コーディネーターが出勤している時のみ3名での車の乗り合わせを行う。

※乗車に関してのルールや名簿は掲示板を確認すること。

- ・ サンゴ研究活動以外で、個人的に大会・コンテスト・留学等に参加を考えている場合、応募する前にサンゴ礁科学研究所に了承を貰い、その旨をサンゴ研究活動担当コーディネーターに伝えてから応募すること。

体調不良・集団感染について

○欠席、遅刻、早退

- ・体調は自己管理をすること。体調が優れないときは早めに寮監又はコーディネーターに申し出ること。
- ・やむを得ず欠席・遅刻が必要な場合は、コーディネーターが判断し高校と保護者へ連絡を行う。
- ・高校での体調不良や怪我・事故が起こった際は高校で対応をし、生徒帰寮の際にコーディネーターが対応を行う。
- ・やむを得ず早退で送迎が必要な場合はコーディネーターが送迎を行う。

○病院受診

- ・体調不良や怪我等が発生した場合、町内にある病院で受診（コーディネーター付き添い）する。
- ・高校内で体調不良や怪我等が発生した場合は、高校の保健室で対応する。

○常備薬・常用薬

- ・寮には常備薬は無い為、各家庭判断し持参すること。
- ・持病や既往歴、常用薬がある場合は、各種提出書類の中にある「健康状況申告書」を記入し必ずコーディネーターに提出すること。
- ・持参の常備薬が増えた際は、保護者からの連絡の上「健康状況申告書」を必ず提出すること。

○集団感染

- ・寮内で集団感染が発生した場合、隔離や部屋移動で対応することがある。

○一時帰省を伴う緊急対応

- ・体調不良、病気、怪我、事故などで学校やサング研究活動を長期的に欠席し、寮での看病が難しいと判断した場合、如何なる理由でも一時帰省または保護者来島をお願いする場合がある。

災害時について

○避難場所

- ・地震、火災、暴風雨等の災害が起こった、あるいは起こる可能性がある場合、緊急避難を行う可能性がある。避難をする場合は、寮から一番近い町指定の避難場所に避難を行う。
- ・避難場所：喜界町役場

○台風

- ・奄美群島は6～10月頃にかけて台風が活発になる。都心部と比べ風量が強くなるため停電が頻繁におきたり、フェリーが欠航となり食料が入らなくなるため各自で必要最低限の対策を行うこと。
- ・あると安心な物：
モバイルバッテリー、懐中電灯（電池式）、予備電池、カップ麺や日持ちする物

外出・外泊

○外出

- ・門限以降の外出を希望する者は、前日点呼前までに外出届を提出すること。
- ※休日の申請は、休み前の平日点呼前までとする。
- ※当日急な外出によりその日の食事を食べることが出来ない場合は責任を持って処分すること。
- ・門限点呼から朝点呼までは許可のない外出を禁止する。
- ・門限以降の外出は、最長22時までとする。
- ・ドライブや門限前にできる外出が理由での外出は禁止とする。
- ・ナイターや習い事で曜日が決まっているものに関しては「長期用外出届」の利用を許可する。
毎月月初（コーディネーターが声掛けを行う）に提出をすること。
- ・門限以降役場にて勉強を行う場合は、都度外出届を提出し21:40までに帰寮すること。
※役場利用可能時間（18:00-21:30）。 ※長期外出届での申請は不可
※ただし、利用方法について何かしらの注意を受けた者は役場の利用を禁止する。
- ・フェリーの見送りは、前日点呼前までに特別申請書を利用して申請を行うこと。

○外泊

- ・外泊をする場合、前日点呼前までに外泊届を提出すること。
- ・生徒は保護者にコーディネーターへ外泊の連絡をお願いすること。
- ・コーディネーターが保護者から連絡を受けた後、許可を出し外泊が可能となる。
- ・外泊は、月に1度休日前夜に限り許可をする。
- ・外泊を希望する場合は、保護者と外泊する場所の大人の両方からコーディネーターに連絡を入れ許可をとること。ただし異性の家への宿泊は原則禁止とする。

○両方に関すること

- ・テスト1週間前およびテスト期間中は外出・外泊を原則禁止する。
- ・帰省および外出、外泊などから帰寮した者は、帰寮と同時にその旨を寮監に伝える。
- ・帰省や外出、外泊等で事前に申し出た時間内に帰寮できない場合には、速やかに電話などでコーディネーターに直接連絡をすること。
- ・帰省および外出、外泊等を許可された者は、速やかに欠食の手続きを行うこと。

○アプリ「みんなの縦型カレンダー」の活用

- ・コーディネーターが外出、外泊を許可した後に「カレンダー」に外出者、外泊者の入力を行う。
- ・寮生の外出者や外泊者情報は「カレンダー」にて確認をすること。

島外での活動

○部活動や試験などでの活動

- ・部活動や試験等で島外へ行く際は、必ず欠食連絡や外出・外泊の連絡を行うこと。

○長期休み以外の休日の島外での活動（外出・外泊など）

- ・原則として禁止する。ただし、保護者から連絡があった場合、島外への外出・外泊は許可する。

寮について

○寮の住所

- ・住 所：〒891-6202 鹿児島県大島郡喜界町湾281番地
- ・T E L：0997-58-8893



※仕送りやネット通販で置き配が可能な荷物に関して、住所の後ろに「置き配可」と明記すること。

○備品及び消耗品

場 所	品 名
食 堂	手用アルコール
事務室	救急箱、殺虫剤、アイロン衣類用、アイロン台、工具箱
洗面所	ハンドソープ
トイレ(女子)	トイレットペーパー、消臭剤、マジックリン、掃除用シート、アンネ用袋
トイレ(男子)	トイレットペーパー、消臭剤、マジックリン、掃除用シート
お風呂	ゴミ箱、スポンジ、カビキラー、マジックリン、ブラシ
掃除箱	手袋透明、スポンジ、フローリングシート、各種マジックリン、掃除機 クイックルワイパー、ほうき、バケツ、塵取り、ゴム手袋 他

○寮備え付け品

種 別	設備・物品名
部 屋	机、ベッド、椅子、スタンドライト、クローゼット、金庫、 パイプハンガー、エアコン
設 備	寮室（18部屋）、お風呂、トイレ、食堂兼多目的室、事務室、倉庫
家 電 (共有スペース)	テレビ、エアコン、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、ケトル、掃除機、時計、 トースター、オーブン、Wi-Fi

入寮時に持ち込むもの

○入寮時に必要な物 ※全ての持ち物に名前を記入すること

- ☐ 印鑑（シャチハタなどの浸透印不可）
- ☐ 通帳又はカード
- ☐ 健康保険証
- ☐ 寝具（敷布団、掛布団、枕、シーツ）
- ☐ 衣類

※全ての衣類を入寮時に持って来ず、季節に対応した衣類をその時期に自宅から送ること。

- ☐ 洗面道具（タオル、コップ、歯磨きセット、ドライヤー、シャンプー、リンス、ボディソープなど＋それらを入れるカゴ）

※風呂場で使用する個人の洗面道具等は、各自まとめて脱衣所の棚または部屋に置くこと。

- ☐ バスマット（珪藻土マットの上に敷くもの。タオルでも可）
- ☐ 室内用スリッパ（種類問わず）
- ☐ 自部屋用 ティッシュ（共有スペース用の学期始めに1箱回収を行う）
- ☐ 雨具
- ☐ 台風時の停電対策（懐中電灯、モバイルバッテリー）
- ☐ 衣類用ハンガー（各自必要な分）
- ☐ 三段BOX等の収納家具、衣類収納家具
- ☐ 洗濯用品（洗濯ネット、自立式洗濯かご、洗濯用洗剤、柔軟剤）
- ☐ 救急箱（絆創膏、爪切り、体温計(必須)、綿棒、薬など）
- ☐ 常用薬（日常的に服用しているものがあれば、必ず持参）
- ☐ マイコップ（耐熱容器推奨）

※食事時間以外にコップを使う際はマイコップを使用

- ☐ 水着、日焼け対策ラッシュガード等、マリンシューズ（サンゴ研究活動に必要な海セット）
- ☐ 寮イベント費1年分1,000円（4月に徴収。徴収不可の場合、毎イベント時に都度支払いも可）

○あると便利な物

- ☐ 靴収納棚・BOX（寮備え付き靴箱へ収納できる靴が1-2足の為、部屋で保管するためのもの）
- ☐ ノートパソコン ※必須ではないがサンゴ研究活動にて使用

○持ち込みが禁止されている物

- ☐ ライター・カセットコンロなどの火気のあるもの、熱を発するものなど
- ☐ 危険性のある玩具や他人の迷惑になるもの（騒音を発するものなど）
- ☐ ペット、生物
- ☐ テレビ、冷蔵庫

卒寮と退寮に関すること

○サンゴ留学終了時の卒寮

開寮期間中に卒寮するための準備を整え、卒業後に卒寮していただきます。卒寮時には、部屋に自分の荷物が残らないように計画的に自宅へ荷物を送ってください。

尚、退寮時に部屋の損傷やカビが酷い場合は修繕費用を請求させていただきます。

○自主退寮

年度途中で自主退寮する場合は、保護者・コーディネーターと十分相談の上、退寮届をコーディネーターへ提出してください。月途中で退寮する場合、その月末分までの寮費・サンゴ礁科学研究所で学ぶ費用を精算します。

○一時退寮・強制退寮の手順

- ① 高校内で問題等が起きた場合 ⇒ 高校から指導
高校外で問題等が起きた場合 ⇒ コーディネーターから指導
- ② 保護者立ち合いのもと指導
- ③ 関係機関にて協議の上、一時退寮・強制退寮の判断

※指導をしても再度問題等を起こした場合は、一時退寮を要請します。

※犯罪行為や悪質な非道徳行為があった場合は、即刻、強制退寮を要請します。

※一時退寮、強制退寮の判断と一時退寮時の退寮期間については、関係機関にて協議の上決定します。

※「②保護者立ち合いのもと指導」… 保護者に直ちに来島していただきます。

○一時退寮

下記のような行為を行った場合、一時退寮を命じ、再度起こした場合は原則退寮を要請します。

- ① 寮の規則を守らない(悪質とみられる場合)。
- ② 寮室に異性を入室させる。
- ③ 携帯電話、SNSなどによる誹謗中傷。
- ④ 未成年による飲酒・喫煙(酒類・タバコ所持及び提供、飲酒同席、喫煙同席はそれぞれ飲酒、喫煙と同等に扱う)。
- ⑤ 寮生以外の者を無断で寮内に入れる。
- ⑥ 虚偽の外出・外泊を行う。
- ⑦ 寮生や教職員、喜界島サンゴ礁科学研究所のスタッフ、寮監、コーディネーター、地域の人に対する暴言。
- ⑧ その他、寮監やコーディネーター、喜界島サンゴ礁科学研究所のスタッフに対する反抗的態度等、指示に従わない。

○強制退寮

下記のような行為を起こした場合、原則強制退寮を要請します。

- ① 喜界島サンゴ礁科学研究所でのサンゴ研究活動を辞めた場合
- ② 悪質な犯罪行為…
薬物使用・傷害・窃盗・威圧・賭博・わいせつ行為・占有離脱物横領(無断借用)・金銭強要、恐喝等
- ③ いじめ
- ④ 寮内での性非行、不順異性交遊、異性の寮室・トイレ・風呂場への入室
- ⑤ 故意による建物、器物破損
- ⑥ 深夜徘徊
- ⑦ 危険物所持、火気類の持ち込み
- ⑧ 学校・寮で対応不可な病気やケガ
- ⑨ その他、他の寮生と同じ寮内で生活させることが不可能と判断した場合

